

**令和3年4月から、オンラインで申請できる手続きを大幅に拡充します！
～行政手続の原則オンライン化、手数料等支払のオンライン化を実施～**

令和2年3月に発出した「ちばしチェンジ宣言！」に係る取り組みの一環として、令和3年4月から、オンラインで申請が可能となる行政手続を大幅に拡充しますので、お知らせします。

1 趣旨・経緯

行政手続の原則オンライン化の取り組みは、県内自治体で共同利用している「ちば電子申請サービス」のシステム更新に合わせて、公的個人認証機能等を導入することにより、令和3年4月から、本人確認等が必要とされている申請等であっても、オンラインによる申請等を可能とするものです。

また、当該行政手続に係る手数料等についても、電子納付機能を導入することにより、インターネットバンキング等による納付を開始します。

2 対象手続の拡充及び電子納付の開始時期

令和3年4月1日（木）以降、順次拡大

3 拡充対象の手続き

住民票の写しの交付申請など、本市の裁量でオンライン化可能な手続きのうち、8割以上（令和元年度の申請件数を基に算定）の手続きが対象

4 その他

「ちば電子申請サービス」のシステム更新に伴い、令和3年3月1日（月）から、同サービスのURLが変更となります。また、従来からご利用いただいている利用者がシステムを利用するためのIDも新規登録が必要となります。（別途市政だより3月号等でお知らせします。）